

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第2区分

【発行日】平成27年8月13日(2015.8.13)

【公表番号】特表2014-509944(P2014-509944A)

【公表日】平成26年4月24日(2014.4.24)

【年通号数】公開・登録公報2014-021

【出願番号】特願2013-552598(P2013-552598)

【国際特許分類】

B 2 3 K 35/26 (2006.01)

C 2 2 C 28/00 (2006.01)

H 0 5 K 3/34 (2006.01)

【F I】

B 2 3 K 35/26 3 1 0 D

C 2 2 C 28/00 B

H 0 5 K 3/34 5 1 2 C

【誤訳訂正書】

【提出日】平成27年6月24日(2015.6.24)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0 0 4 3

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0 0 4 3】

第12の具体的な実施形態では、組成物20は、約4重量%～約6重量%のスズと、約1.0重量%～約2.0重量%のアンチモンと、約0.1重量%～約2重量%の銅と、約0.1重量%～約1.0重量%のニッケルと、約8.4重量%～約8.6重量%のインジウムと、約1重量%～約2重量%の銀と、約0.2重量%～約1重量%の亜鉛と、約0.001重量%未満の量から約0.15重量%のゲルマニウムとを含み、例えば、約5.31重量%のスズと、約1.52重量%のアンチモンと、約1.07重量%の銅と、約0.15重量%のニッケルと、約8.5.56重量%のインジウムと、約1.45重量%の銀と、約0.46重量%の亜鉛と、約0.001重量%未満の量のゲルマニウムとを含む。この具体的な実施形態の融点（溶融温度：液相線温度）は約140であり、固相線温度は約132.4であった。

【誤訳訂正2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0 0 4 9

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0 0 4 9】

第18の具体的な実施形態では、組成物20は、約8重量%～約10重量%のスズと、約2.0重量%～約5.0重量%のアンチモンと、約2重量%～約4重量%の銅と、約0.5重量%～約3.0重量%のニッケルと、約7.9重量%～約8.2重量%のインジウムと、約2重量%～約4重量%の銀と、約0.01重量%～約1重量%の亜鉛と、約0.001重量%未満の量から約0.15重量%のゲルマニウムとを含み、例えば、約9.03重量%のスズと、約3.43重量%のアンチモンと、約3重量%の銅と、約0.95重量%のニッケルと、約8.0.57重量%のインジウムと、約3.32重量%の銀と、約0.1重量%の亜鉛と、約0.001%未満の量のゲルマニウムとを含む。この具体的な実施形態の融点（溶融温度：液相線温度）は約141.67であり、固相線温度は約130.

30 であった。

【誤訳訂正3】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0074

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0074】

ニッケルおよび銅は、他の元素との組み合わせにより、処理温度の所望の上昇を含め、全体的な性能に寄与し、さらに、指定の処理条件下での機械特性にも寄与する。ニッケルおよび銅は、例えば、0.03重量%などの少量加えた場合であっても有効であり得る。これらの量は、ニッケルについて一般的に許容される不純物量(0.01%)よりも多く、銅について、銅回路を含む印刷回路基板にはんだ付けを行う場合を除き、一般的に許容される銅不純物の濃度よりも多い。アンチモンは、他の元素と組み合わせて、所望の温度範囲の達成に寄与する。アンチモンは、例えば、0.1重量%などの少量加えた場合であっても効果を発揮することができる。亜鉛は、他の元素と組み合わせて、処理温度を実質的に下げることなく、合金の強度の向上に寄与する。亜鉛は、例えば、0.3重量%などの少量加えた場合であっても有効であり得、この量は、亜鉛について一般的に許容される不純物量(0.003%)よりも多い。ゲルマニウムは、その抗酸化特性により、他の元素との組み合わせにおいて、はんだ組成物の加工性に寄与することができ、その効果は、場合によって、はんだ組成物中での検出が容易でない場合でも発揮される。ゲルマニウムは、少量(例えば、0.01重量%以下)が添加された場合でも効果を発揮できる。